

付録1 P Tに必要な知識——ビザ・永住権・市民権

1、ビザ（査証）とは

外国人が、ある国で合法的に滞在するためにはビザ（査証）が必要で、滞在の目的が観光旅行、商用、留学、長期滞在、永住など、いずれの場合にもビザなしで滞在することは非合法になります。ただし、日本人が観光旅行の目的で外国に滞在する場合、ビザの申請が不要な国が増えていきます。例えば米国は1988年11月以前まで日本人は、観光目的であってもビザ取得が必要でしたが、同年12月以降は観光、商用目的に限って90日以内の短期の滞在であればビザの取得が免除になりました。これは、例外的に日本に対して査証免除制度（ビザ・ウェーバー）が導入されたためです。その後、ビザ・ウェーバーの動きは各国にも広がっており、観光目的の査証免除制度をとる国々が増えていきます。しかし、基本的には海外に滞在するためにはその目的がいかなるものであろうと、ビザが必要であることには変わりはありません。「PT」のスキームは必ず外国のビザを取得しなければ実施できないことは言うまでもありません。

2、永住権とは

ビザの話で避けて通れないものに「永住権」があります。米国ではグリーンカードとも呼ばれているこの権利は、簡単に言うところ「ある国に期間の定めなくして自由に滞在できる権利」です。永住権も、外国人がある国に滞在するためのものなので、ビザの一種ということになります。ビザの中の大きな分類としては、永住できる永住権は移民ビザに該当し、それ以外の観光や留学、商用、事業のために一時的に滞在するビザは一時渡航者ビザとなります。

永住権に関しては、米国が抽選方式でグリーンカードを発行するというプログラムを1994年から実施したために、日本人もグリーンカード取得への関心が非常に高まっています。ただし、この永住権については多少の誤解もありますので、ここでもう少し触れてみましょう。

「永住権」とは、文字どおりある国に永住する権利です。しかし、その国の国籍が得られるわけではありません。あくまで、日本人が外国人としてその国に永住することができる権利に過ぎません。分かりやすく説明すると、永住権とは、日本人がある国から発行された「外国人登録証明書」であるということになります。ですから、外国の永住権を取得しても日本人の国籍を捨てる必要はありません。

ただし、永住権取得者はある国に永久に滞在する権利と引き換えに、その国の義務を果たさなければなりません。具体的に言えば、その国に対して納税の義務が生じますし、また、徴兵制度がある国ではその義務も果たさなければなりません。ちなみに、米国では永住権取得者も18〜26歳までの男性には徴兵台帳への登録義務があります。この台帳への登録は拒否が可能とされていますが、その後、米国籍（市民権）の申請ができなくなります。

この永住権は、ある国に永住する権利を得ることができますので、一見、非常に便利なものではありません。しかし、「PT」の目的のひとつである節税の観点からすると、永住権を取得する国によっては本来の目的を達成することができなくなりますので、慎重に検討する必要があります。米国に関しては、近年、日本人の間でも人気が高まっていますが、節税のことを検討すると「PT」とっては米国の永住権はあまりお勧めできないということも分かってきます。

3、市民権とは

永住権を取得してその国に居住し、一定の期間が経過すると市民権を取得する資格が得られます。この市民権の取得とは、ある国に帰化してその国の国民になるということを意味しています。市民権を得ることで、その国のパスポートを獲得できるようになります。こうなると国籍はその国の国籍になりますから、日本国籍を捨てなければなりません。なぜならば、日本では国籍法第11条で「自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」と規定されており、二重国籍は認められていないので、日本国籍を放棄しなければならないということになるわけ

<ビザ・永住権・市民権の違い>

- ビザ（査証）
海外滞在に必ず必要なもの
移民ビザ：永住権（永久に滞在できる権利）
一時渡航者ビザ：観光、留学、商用、事業目的で一時的に滞在できる権利
- 永住権（グリーンカード）
外国人として永久に滞在できる権利
国籍は日本国籍が残るが相手国で納税、徴兵義務を負う
- 市民権（国籍取得）
その国のパスポート取得が可能
日本国籍を放棄
年金受給権は喪失

す。ですから日本人が「P T」を実行するためには、日本の国籍を捨てるか、または日本の国籍を残したまま、他国の一時滞在ビザか永住権を取得するかの方法を取ることになります。

この市民権（国籍）を得ることによるメリットは、一般的には、まずその国の選挙権が得られること、その国の公務員になれること、生活保護を受ける権利が生じること、親族も永住権を得てその国に呼び寄せることができることなどが考えられます。デメリットとしては日本国籍を捨てることで、日本の年金の支払い・受給ができないということが挙げられます。

ちなみに米国では永住権を得てから5年が経過すると市民権を取得する資格が得られ、また、米国民と結婚した場合には3年で市民権のための帰化申請をすることができます。

付録2 P Tに必要な知識——オフショアセンター

●オフショアバンク [Offshore Bank]

オフショアバンクとは、各国の法律等に規定されない特別な銀行です。一般的には、オフショアセンター（※後述の項目を参照）にある銀行で、源泉徴収税がない、為替管理がなく資金移動が自由であるといったオフショアセンターのメリットを最大限に活用して、顧客に対して迅速で柔軟な金融サービスを提供しています。

オフショアバンクの業務方針には、後述するプライベートバンクのように何世代にもわたって資産を管理することよりも、期間にかかわらず高く高い運用利回りを提供し、多通貨間の資金運用や決済を柔軟に行うことを重視している傾向が見られます。ですから、資金の預け入れもおおむね100万円相当額から可能ですし、世代間を超えた銀行と顧客との長期的取引きを前提にするといったことはありません。

1998年に外為法が改正されてから高まった、「海外を利用してより有利に資金を運用したい」という、一般的な個人のニーズを満たす銀行は、現実的には、このオフショアバンクであると言えるでしょう。このオフショアバンクの利用については、口座開設にあたっては、必要な証明書類を揃えれば郵便による申し込みですべて完了するという銀行が多いようです。オフショアバンクは、プライベートバンクに比較すると気軽に利用できる海外の銀行ということになるでしょう。

口座開設後はインターネットバンキングにより、現地に行かなくとも、日本にいながら資金移動や金融商品の購入が可能です。さらに、口座に付帯しているキャッシュカードを使えば、日本にあるATM（自動支払機）で日本円でお金を引き出すことも可能です。銀行によつては、その当地の株式やドル建て債券、さらに投資信託をインターネットを通して銀行の投資勘定で購入することが可能な銀行もかなりあります。日本にいながらにして、インターネットから為替、送金、預金、株式、債券、投資信託等の購入が可能となると、このオフショアバンクだけの取引だけでも十分に海外運用が可能になります。

近年では、日本からの距離も近く、中国関連株式も購入できるということで、香港のオフショアバンクに口座開設する日本人の数がかなり増えていると言われています。

●プライベートバンク [Private Bank]

プライベートバンクとは、個人富裕層を対象に、国際分散投資を利用して資産運用を行う銀行です。ここ数年で、日本の銀行も「プライベートバンキング業務」と称してこの業務に参入し始めましたが、本来のプライベートバンクはスイスにその起源を発しています。

スイスのプライベートバンクと聞くと、われわれ日本人は、ヨーロッパの小説に出てくる世界を思い出します。世界の大富豪や独裁政権者、ナチスドイツに迫害されたユダヤ人などの秘匿口座があるなどと、とかくプライベートバンクは神秘化される傾向にあります。しかし、実際には極めて健全で責任の重い経営を行い、あくまで長期的な視点に立つて顧客の資産を保守的に運用するという「かたくな」な銀行の実体が浮かび上がってきます。

もともとプライベートバンク業務は、ナポレオンの遠征資金の保管、運用業務にその起源を発すると言われています。現在も生き残っている生粋のプライベートバンクの多くは18世紀後半から19世紀の初頭に設立されています。これらのプライベートバンクは、その後、第一次世界大戦、ロシア革命、世界大恐慌、第二次世界大戦、米ソ冷戦といった歴史的な荒波を経験しながらも、顧客の資産を減らすことなく、地道にしたたかに生き延びてきました。

ところで、ここで生粋のプライベートバンクと申し上げたことには理由があります。というのも、本来のプライベートバンクは有限責任の株式会社形態ではなく、無限責任を負うパートナーが経営するパートナーシップ（合資会社）の形態をとる銀行であるということなのです。ですから、顧客の資産に万一のことがあった場合、株式会社の形態をとる銀行は、大手銀行であっても株主は出資した範囲での有限責任を負えば良いわけですが、生粋のプライベートバンクの場合には、「マネージングパートナーは、自らが所有する個人的資産の全額をもって、当行の債務に連帯して責任を負うと同時に、個々に責任を引き受ける」ということになります。つまり、所有と経営がパートナーの全責任になるといえることですので、200年以上にわたってこれを守り続けてきた生粋のプライベートバンクの信用が絶大

であることは言うまでもありません。

近年では欧米の大手銀行や日本の都市銀行がプライベートバンキング業務に参入していますが、本来の会社形態や経営ポリシー、資産運用方針からすれば生粋のプライベートバンクとはまったく似て非なるものなのです。預け入れ最低金額も、本来は100万ドル相当から可能ということになっていますが、実際のプライベートバンクでは金融資産で1,000万ドル以上が必要で

●プライベートバンキング [Private Banking]

近年、日本の銀行や欧米の大手銀行が業務を開始しています。業務内容はプライベートバンクと類似しており、個人富裕層を対象に、さまざまな国際分散投資で顧客の資産運用を総合的に行います。しかし前項のとおり、その銀行の形態には大きな違いがあります。大手銀行のプライベートバンキングは公開の株式会社がほとんどで、パートナーも無限責任を負ってはいけません。一般的には大手の総合銀行が、一部門としてプライベートバンキング業務を行っているということになります。

総合銀行の強みは、多くの国内外の支店網や関連の証券会社、信託銀行、リース会社、カード会社、不動産会社、保険会社、シンクタンクといった組織をフルに活用したサービスを提供できることにあります。

預け入れの最低金額は、3,000万円相当から可能で、一般のリテールの商業銀行の延長といったサービス形態をとるプライベートバンキングが多いのも特徴です。

●オフショアセンター [Offshore Center]

「オフショア (Offshore)」とは、辞書で引くと「沖合に、沖に向かって」という意味があります。「オフショアセンター」という言葉には明確な定義は存在しませんが、金融界では一般的には①税金が無税、または著しく低い、②

●表 2 「2000 年時点での各国際機関のオフショアに対する評価」

	FSF	FATF	OECD
Andorra	2		○
Anguilla	3		○
Antigua and Barbuda	3		○
Aruba	3		○
Bahamas	3	○	○
Bahrain	2		○
Barbados	2		○
Belize	3		○
Bermuda	2		AC
British Virgin Islands	3		○
Cayman Islands	3	○	AC
Cook Islands	3	○	○
Costa Rica	3		
Cyprus	3		AC
Dominica		○	○
Gibraltar	2		○
Grenada			○
Guernsey/Sark/Alderney	1		○
Hong Kong SAR	1		
Ireland (Dublin)	1		
Isle of Man	1		○
Israel		○	
Jersey	1		○
Lebanon	3	○	
Liberia			○
Liechtenstein	3	○	○
Lubuan	2		
Luxembourg	1		Abstain
Macau SAR	2		
Maldives			○

●その後のオフショアセンターの動向

2000年の前記国際機関のオフショアセンターへの評価に対して、当該国・地域は、国際機関に対して制度改善等のコミットメントをしています。2004年7月時点の最新の状態は以下の表3の通りです。

まず、FSFのレポートで指摘された42の国・地域については、2000年以降、IMFの援助も伴って、大半の国が、各国の実態調査であるアセスメントを完了および着手しています。2004年4月5日のレポートによると、いまだにアセスメントを行っていない国には、Bahrain, Nauru, Niueの3カ国を残すのみとなりました。

次にFATFのマネーロンダリングなどの不正防止に非協力的な国・地域のリストについては、2000年時点の15の国・地域であったものが、最新の2004年7月2日の発表によると、Cook Islands, Indonesia, Myanmar, Nauru, Nigeria, Philippinesの6カ国になりました。

最後にOECDの「有害な税金行為の認識と排除」レポートについては、2000年時点では、35の国・地域であったものが、最新の2004年3月22日の発表によるとAndorra, Liberia, Liechtenstein, Marshall Islands, Monacoの5カ国のみが有害なタックスヘイブン制度の改善に非協力的な国 (list of uncooperative tax havens) として上げられています。

付録3—P T用語辞典

Aussensteuergesetz:

租税回避防止法。ドイツの租税回避防止法。税率の低い国とみなされる国（随時改正される）へ移住をする場合、ドイツ国民は10年間ドイツ本国の課税を免れることはできない。

British Commonwealth of Nations

英連邦。54の英国連邦加盟国と加盟年次；

アンティグア・バブーダ(1981)、オーストラリア(1931)(1)、バハマ(1973)、バングラディッシュ(1972)、バルバドス(1966)、ベリーズ(1981)、ボツワナ(1966)、ブルネイ(1984)(2)、ブリテン(1931)、カメルーン(1995)、カナダ(1931)(1)、キプロス(1961)、ドミニカ(1978)、フィジー諸島(1997)(3)、ガンビア(1965)、ガーナ(1957)、グラナダ(1974)、ガイアナ(1966)、インド(1947)、ジャマイカ(1962)、ケニヤ(1963)、キリバツ(1979)、レソト(1966)、マラウイ(1964)、マレーシア(1957)、モルディブ(1982)、マルタ(1964)、モーリシャス(1968)、モザンビーク(1995)、ナミビア(1990)、ナウル(1968)(4)、ニュージーランド(1931)(1)、ナイジェリア(1960)(5)、パキスタン(1989)(6)、パプアニューギニア(1975)、セントキッツ・ネイビス(1983)、セントルシア(1979)、セントビンセント&グレナディーン諸島(1979)、サモア(1970)、セイシェル(1976)、シエラレオネ(1961)、シンガポール(1965)、ソロモン諸島(1978)、南アフリカ(1994)(7)、スリランカ(1948)、スワジランド(1968)、タンザニア(1961)、トンガ(1970)(2)、トリニダード・トバコ(1962)、ツバル(1978)、ウガンダ(1982)、バヌアツ(1980)、ザンビア(1964)、ジンバブエ(1980)。

(1)：1931年、ウエストミンスター法によって独立。

(2)：ブルネイとトンガはイギリスと協定関係にある独立国家になっている。

(3)：フィジーは1987年に脱会し、1997年に再び加盟。

(4)：ナウルは初め委任統治領でその後、国連の信託統治地域となる。

(5)：1995年加盟権留保。

(6)：1972年に脱退1998年再加盟。1999年加盟停止。(7)：1961年脱退1994年再加盟。

Domicile:

本籍。定住地がありその人に関わる結婚、離婚、遺言、納税義務でその人を取り巻く特定の法律上の制度が行使されるであろう場所。または、個人が帰るべき場所、出身地。個人が長期間在住したり組織の一員として関わる会社がある場所。一個人や一企業は本籍地は一つしか持てない。(よって居住や国籍と違う)。

Expatriation:

戸籍や国籍をある国から別の国に移すこと。発展途上国から先進国へは、祖国より良い収入を得るため、先進国からの移住は祖国より良い資産の保護を求めるため。

Exempt Company:

企業の所在する国の租税義務を、特定の規定によって免除されている企業。

Flight Capital:

資本逃避。ある国から別の国への大きな資金の移動は、

(a) 政治的、または経済的な混乱から逃れる為

(b) 重税の回避

(c) より高い利子や譲渡益を得る為

の理由がある。海外に流出した資金は決して戻らない事が多い。

Hybrid Company:

ハイブリッドカンパニー。保証によって、債務が限定される会社であるが、普通の会社のように会社定款で、株式を保有するメンバーと保有しないメンバーを持つ株式資本がある会社。多くのハイブリッドカンパニーは、メンバー（株式保有メンバーを含む）の身元の開示が年間報告で必要ではないので、特に人気がある。メンバーシップは、定款の規定に言及する事無しに、株式を保有しない人に与える事が出来る。ハイブリッドカンパニーは小さなクラブや娯楽クラブなどの他に、慈善団体、専門職と貿易協会に使われる。

Offshore:

オフショア。自国以外の国。一般的には、自国以外での外国為替取引の業務。ロンドンにあるオランダの銀行がブラジルの会社への貸し出しは、オフショア業務。そのような業務は、しばしば、税金軽減の目的で行われる。

Offshore Banking:

オフショアバンキング。一般的な使い方では、バハマやケイマン諸島の様な、オフショア租税回避地での米国や外国銀行の設立と運営。

Offshore Banking Unit (OBU):

オフショア金融センターの銀行は、国内市場での業務は認められていなく、他のオフショアバンキングユニットや外国人とのみ取引が認められている。

Offshore Booking Centers: